



平成 29 年 3 月 3 日

武蔵野銀行と相続関連業務における協働の開始について
～「千葉・武蔵野アライアンス」提携施策～

千葉銀行（頭取 佐久間 英利）と武蔵野銀行（頭取 加藤 喜久雄）は、「千葉・武蔵野アライアンス」※に基づく提携施策として、平成 29 年 4 月 3 日（月）より、相続関連業務の分野で協働を開始いたしますので、お知らせします。

当行は、平成 18 年より相続関連業務に本体参入し、お客さまの資産や事業の承継に関するニーズにワンストップで対応できる態勢としております。今般、武蔵野銀行と「代理店方式」で業務提携することにより、これまで当行が培ってきた相続関連業務に関する知見やノウハウの共有を目指してまいります。

「代理店方式」では、武蔵野銀行を当行の相続関連業務の代理店としたうえで、顧客対応などの営業に関する業務を武蔵野銀行に委託します。これにより、武蔵野銀行は自行のお客さまからの相続に関するご相談に直接応じることができ、本体参入した場合と同様、お客さまとのリレーション強化が図れます。

両行は、今後も地域のお客さまの利便性向上や地域社会のさらなる発展のため、幅広く提携施策を検討し、スピード感をもって実行に移してまいります。

※平成 28 年 3 月に締結した包括提携契約。

以 上